

第5期 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）

令和7年度事業実施計画

令和7年4月

福 井 県

目 次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理区域	1
4	生息状況	2
5	捕獲および被害の状況	4
	（1）捕獲状況	4
	（2）被害状況	7
6	管理の目標	10
	（1）年間捕獲目標	10
	（2）被害減少の目標	10
7	捕獲および数の調整に関する事項	12
	（1）狩猟	12
	（2）有害捕獲	12
	（3）指定管理鳥獣捕獲等事業	12
	（4）広域捕獲事業	12
8	被害防除対策に関する事項	12
	（1）防護柵の整備	12
	（2）防護柵の維持管理	12
	（3）集落ぐるみの防除体制の推進	12
9	生息地管理に関する事項	12
10	その他管理のために必要な事項	13
	（1）近隣府県との連携	13
	（2）モニタリング調査	13
	① 被害調査	
	② 生息状況調査	
	（3）担い手対策	13
	① 狩猟者等を増やす取組の実施	
	② 被害防止捕獲の新たな担い手（新規の有害捕獲隊員）の養成	
	③ 広域的に有害捕獲を行う捕獲者の育成や若手捕獲者の育成	
	（4）捕獲個体の利活用	14

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*) (以下「シカ」という。)

2 令和7年度事業実施計画の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

3 管理区域

福井県全域とする。ただし、管理は、「嶺南地域」および「嶺北地域」に区分して実施する(図1)。ただし、シカの個体数管理を推進する上では隣接する市町の連携が重要であるため、各農林総合事務所・嶺南振興局が所管する6つの管理ユニット(表1、図1)に細分化し、捕獲目標の設定や進捗管理等を行う。

表1 管理の地域と関係市町

地域区分	管理ユニット	関係市町	所管する県行政機関
嶺北地域	福井	福井市、永平寺町	福井農林総合事務所
	坂井	あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所
	奥越	大野市、勝山市	奥越農林総合事務所
	丹南	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所
嶺南地域	二州	敦賀市、美浜町、若狭町	嶺南振興局二州農林部
	若狭	小浜市、高浜町、おおい町	嶺南振興局農業経営支援部 嶺南振興局林業水産部

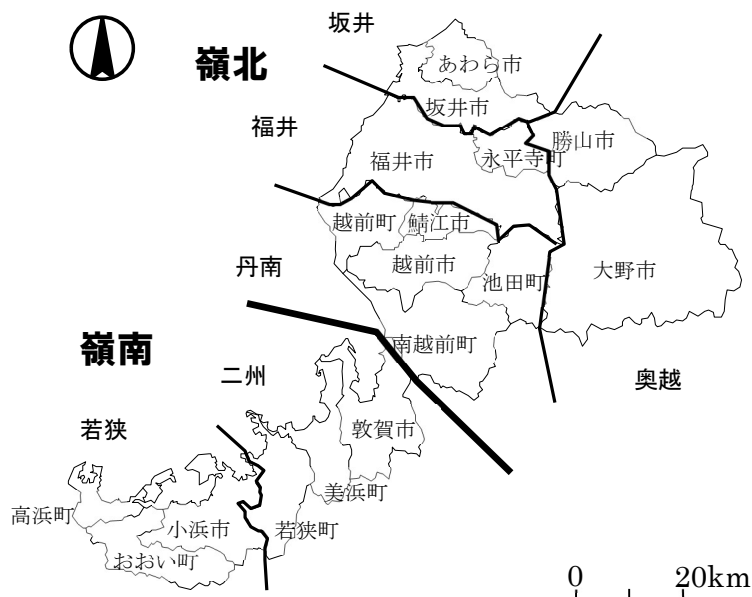


図1 管理の地域と関係市町

4 生息状況

令和6年度においてシカは福井県全域で生息していることが確認されている。

図2、3は、それぞれ嶺北地域、嶺南地域におけるニホンジカの生息数推定のシミュレーション結果を示したものである。福井県全体での生息数は、令和5年度で87,455頭（嶺北：63,115頭 嶺南：24,340頭）と推定された。

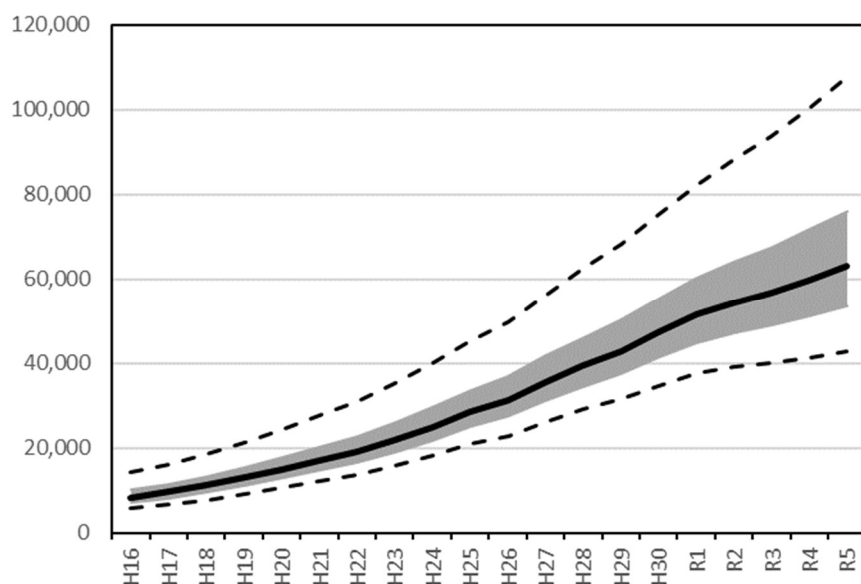


図2 ニホンジカの生息推定のシミュレーション（嶺北）

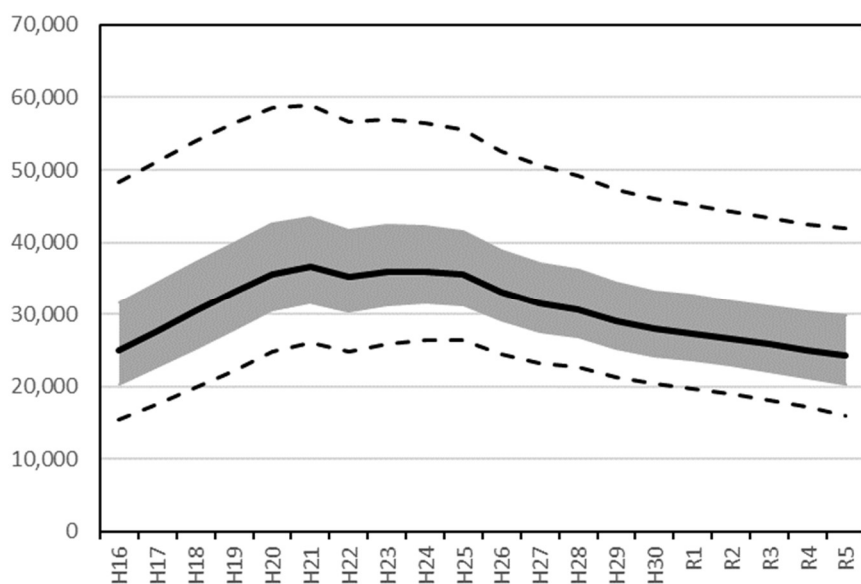


図3 ニホンジカの生息推定のシミュレーション（嶺南）

令和6年10月末時点のシカの糞塊密度※の分布は図4のとおり、前年度からの糞塊密度の変化については図5のとおりとなっている。嶺南地域では西部の高浜町やおおい町、沿岸の半島部で糞塊密度が高い値を示している。嶺北地域では南越前町の海岸沿いや越前市と南越前町の境界、福井市西部で糞塊密度が高い値を示している。

※糞塊密度：シカの生息密度指標として用いられる。一定区間の調査ルート上に存在するシカの糞塊数をカウントすることにより算出する。

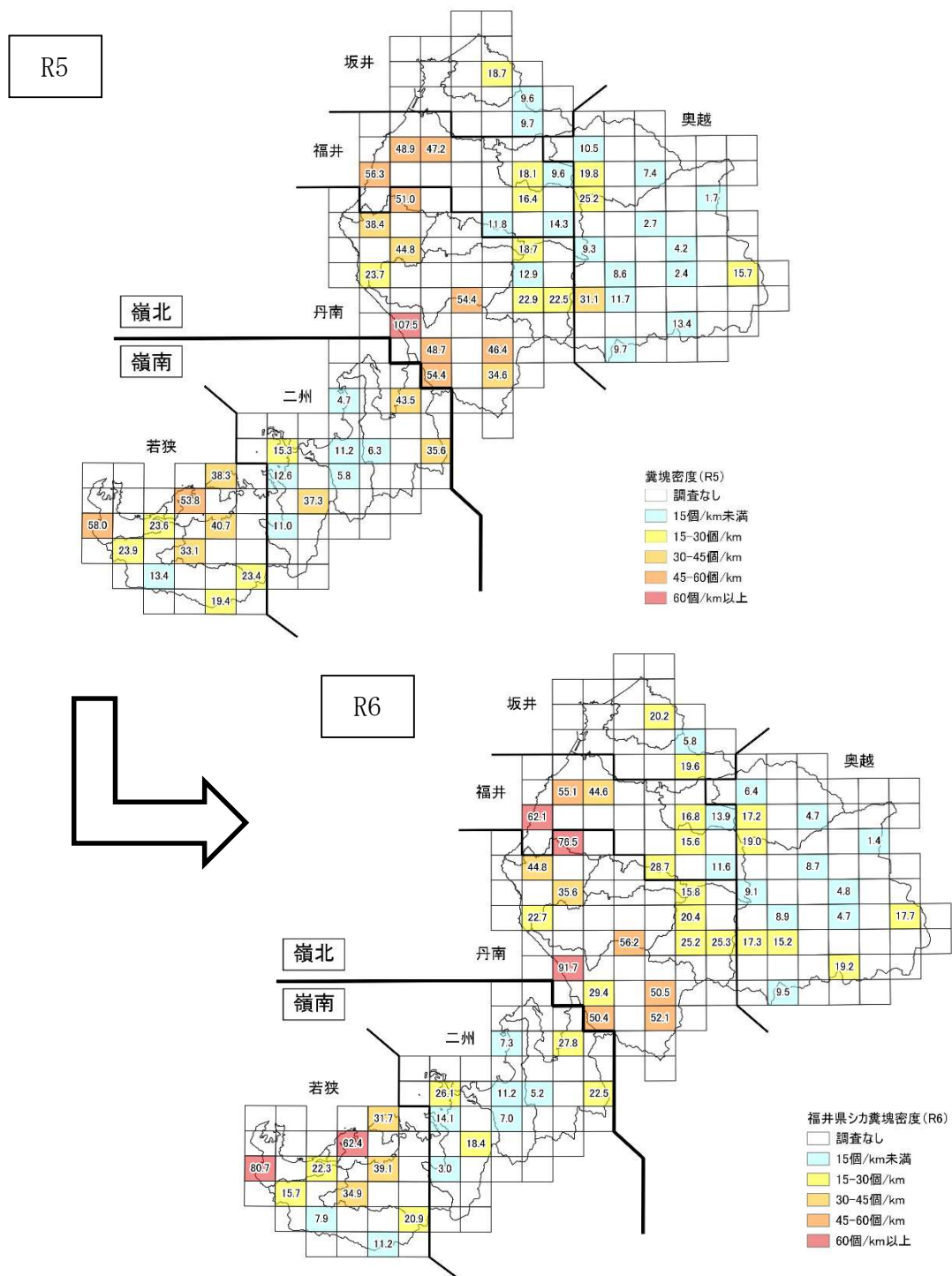


図4 令和5年度と令和6年度の糞塊密度の分布

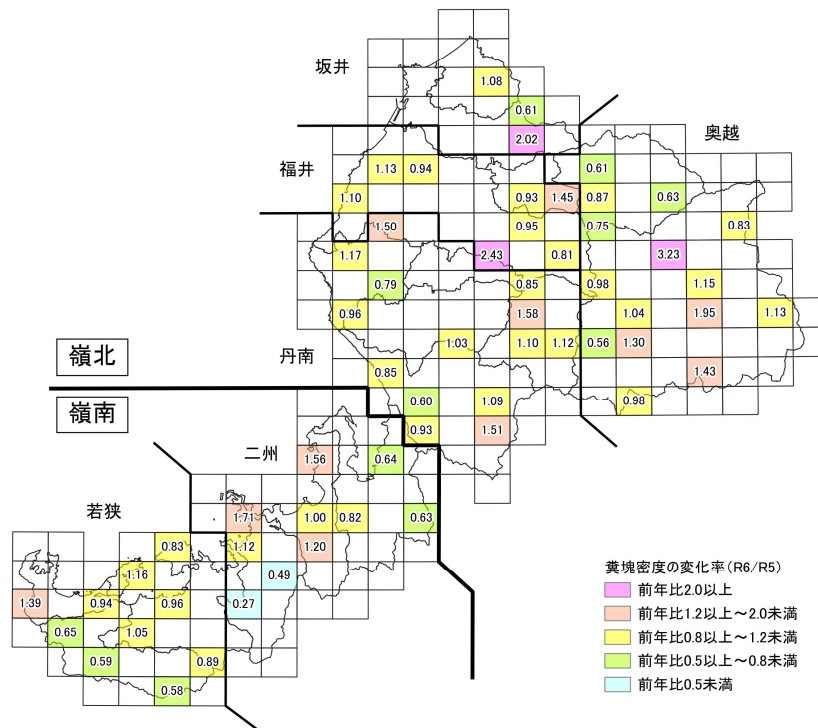


図5 糞塊密度変化率の分布（令和5年度から令和6年度）

5 捕獲および被害の状況

（1）捕獲状況

表2は、令和5年度の各ユニットの年間捕獲実績と目標を示したものである。6ユニット中4ユニットで目標が未達成であり、坂井ユニット、奥越ユニットでは達成率が低くなっている。これは、ユニット内にシカの生息密度が低い地域や捕獲作業が難しい山地が多く含まれることが要因と考えられる。二州ユニットでは捕獲目標を大幅に超えて達成した。県全体および各ユニットの近年の捕獲数の推移については図6～9のとおりである。なお、令和6年度の年間捕獲実績については現在集計中である。

表2 令和5年度の管理ユニット別捕獲頭数および捕獲目標達成率

	嶺北地域				嶺南地域		合計
	福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭	
R5 実績(A)	909 頭	15 頭	761 頭	3,253 頭	3,276 頭	2,518 頭	10,732 頭
R5 目標(B)	1,300 頭	100 頭	2,600 頭	3,200 頭	2,200 頭	3,300 頭	12,700 頭
目標達成率 (A/B) (%)	69.9%	15.0%	29.3%	101.7%	148.9%	76.3%	84.5%

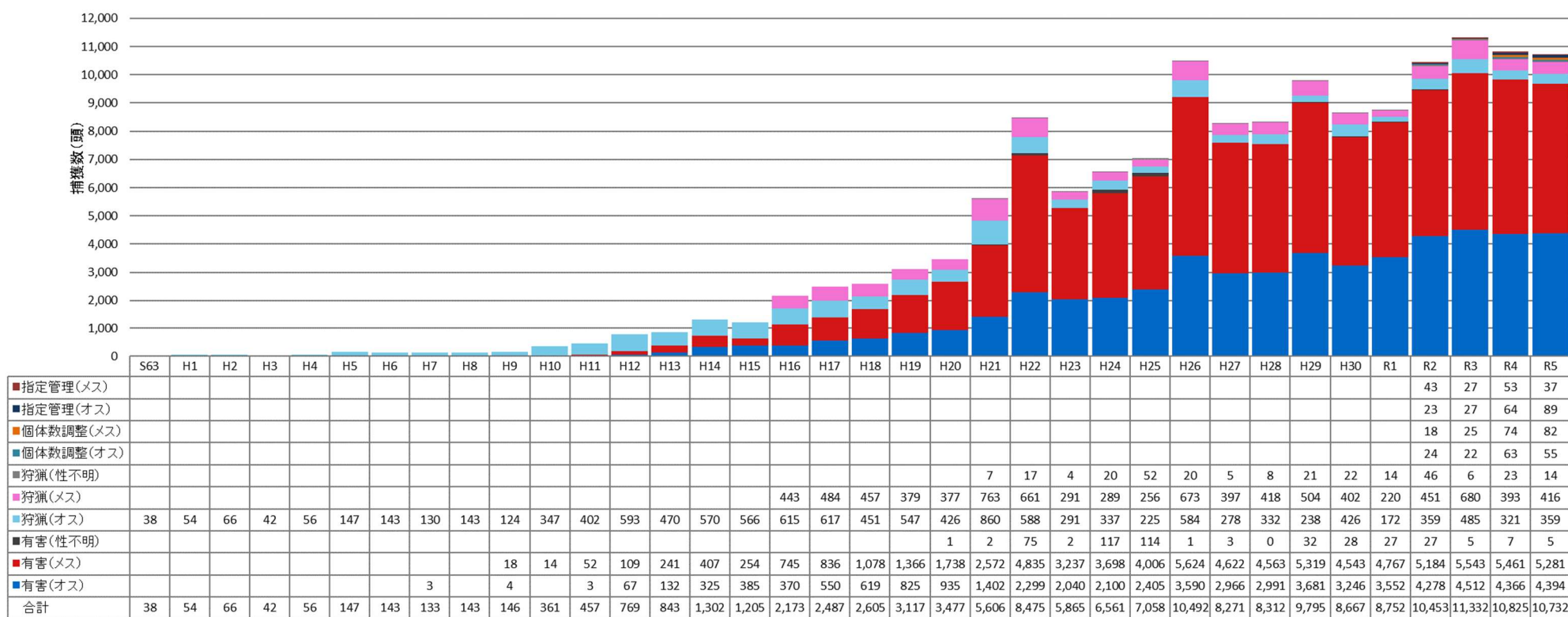


図6 福井県におけるシカ捕獲頭数の推移[区分・雌雄別] (昭和63年度～令和5年度)

狩猟：登録狩猟による捕獲

有害：農林業等の被害防止を目的とする許可捕獲（有害捕獲）

個体数調整：第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする許可捕獲

指定管理：福井県の実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

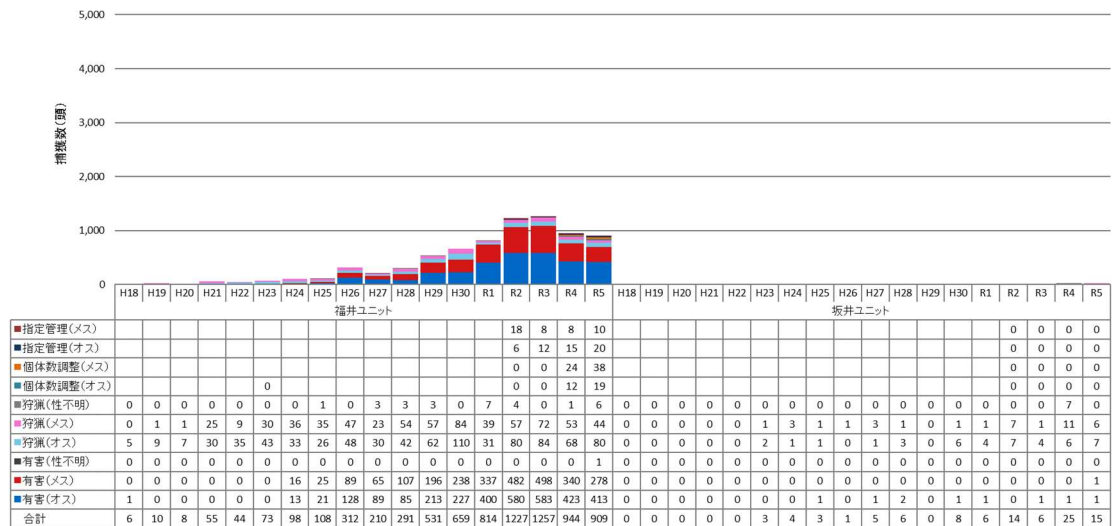


図7 福井ユニット・坂井ユニットのシカ捕獲数の推移（平成18年度～令和5年度）

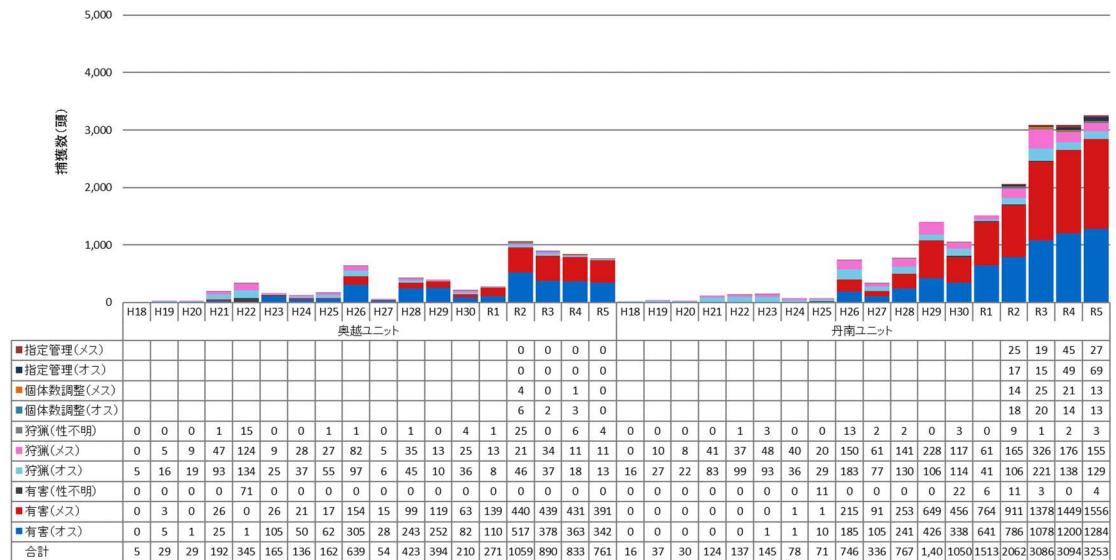


図8 奥越ユニット・丹南ユニットのシカ捕獲数の推移（平成18年度～令和5年度）

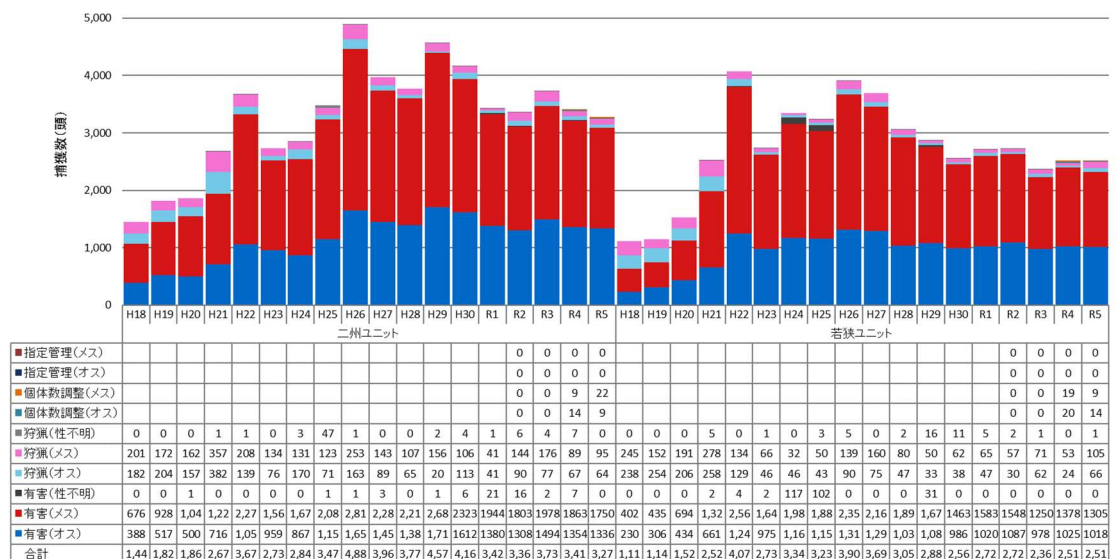


図9 二州ユニット・若狭ユニットのシカ捕獲数の推移（平成18年度～令和5年度）

(2) 被害状況

各地区におけるシカによる農作物被害面積の推移は図 10 のとおりである（暦年での集計。令和 6 年は集計中）。過去の被害地の大部分は嶺南地域であったが、平成 23 年に降減少し続け、平成 30 年に 1.5ha となった後は増加し令和 5 年は 17.3ha となった。嶺北地域においては過去に被害が無かったが、近年は丹南地区を中心に被害が増加しており、令和 5 年は 65.8ha の被害があった。

地域別に被害状況を見ると、嶺北地域では、丹南地区でウメ被害のあった平成 21 年と平成 22 年を除き（防護柵設置等の被害対策により被害拡大は防止された。）、平成 27 年まではほとんど被害が発生してこなかったが、丹南地区で近年シカの生息密度の増加が著しく、平成 27～令和 5 年にかけて水稻やソバの被害、越前海岸のスイセン被害などが発生している（図 11）。嶺南地域では、過去においてはシカの高い生息密度の影響により、生育期の大麦やソバ、ウメの新芽や枝葉、田植え後の水稻の苗や稲穂等の被害など、県内における被害の大部分が発生していたが、近年減少傾向にあった。嶺南地域の被害面積は平成 30 年に下げ止まり、以降は緩やかな再増加傾向にある（図 12）。

更なる被害発生を防ぐためには、現在被害が発生している集落において防護柵設置等の被害対策を適切に実施する必要がある。また、これまで嶺北地域ではシカ被害が少なかったことから、嶺北地域の多くの集落においてはシカ被害対策への意識付けが十分でないため、現在行っているイノシシ被害対策と併せてシカ兼用の防護柵を設置するよう指導を行うなど、予防的な措置を今後講じていく。

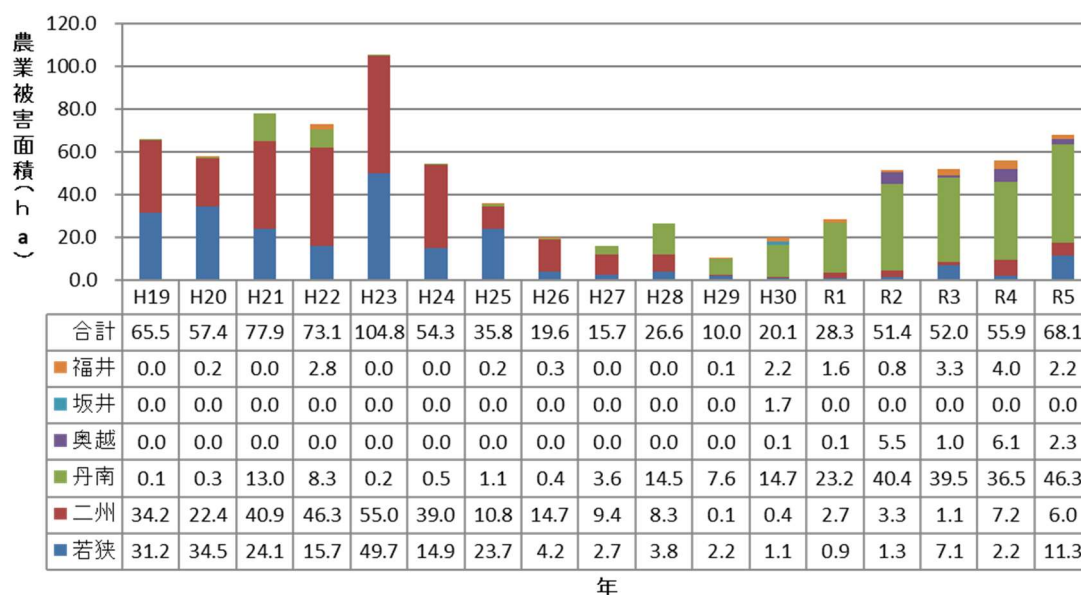


図 10 地区別の農作物被害面積（ha）の推移（平成 19～令和 5 年）

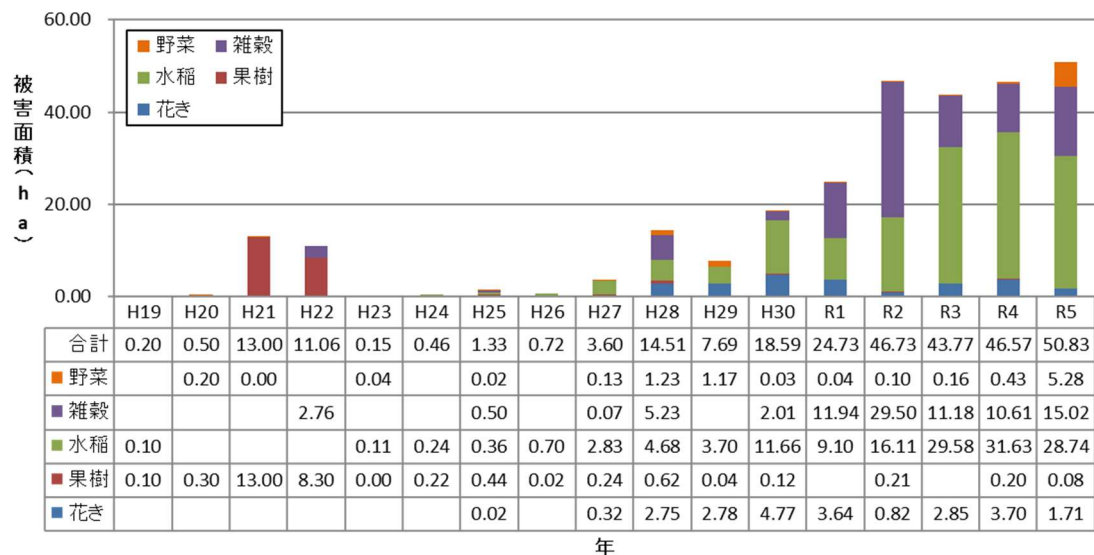


図 11 嶺北地域の農作物被害面積 (ha) の推移 (平成 19～令和 5 年)

(野菜：カボチャ、大根、キャベツ等、雑穀：ソバ、大麦、大豆等、果樹：ウメ、花き：スイセン)

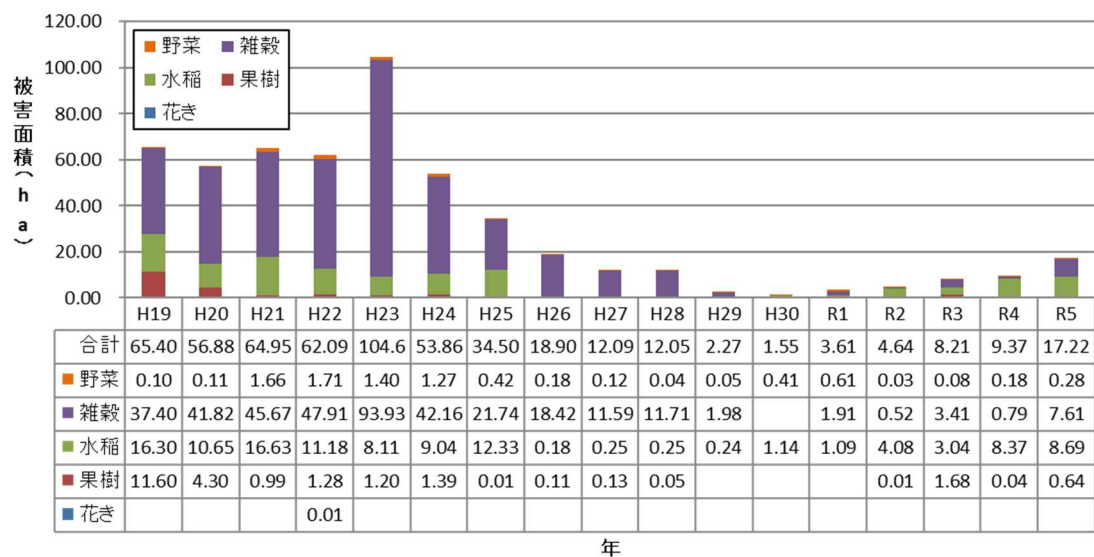


図 12 嶺南地域の農作物被害面積 (ha) の推移 (平成 19～令和 5 年)

(野菜：里芋、トマト、オクラ等、雑穀：大麦、大豆、果樹：ミカン)

また、シカによる林業被害面積および防除面積の推移は図 13 のとおりで、年度による増減のばらつきがあるものの近年被害面積は低く抑えられている。更に、シカの過採食による林内の下層植生（草本類、ササ等）の衰退度合については図 14 のとおりであり、生物多様性の保全、希少植物の保全を図っていく観点から生態系被害としても問題となっている。なお、下層植生衰退度は管理計画改定前の概ね 5 年ごとに調査されている。

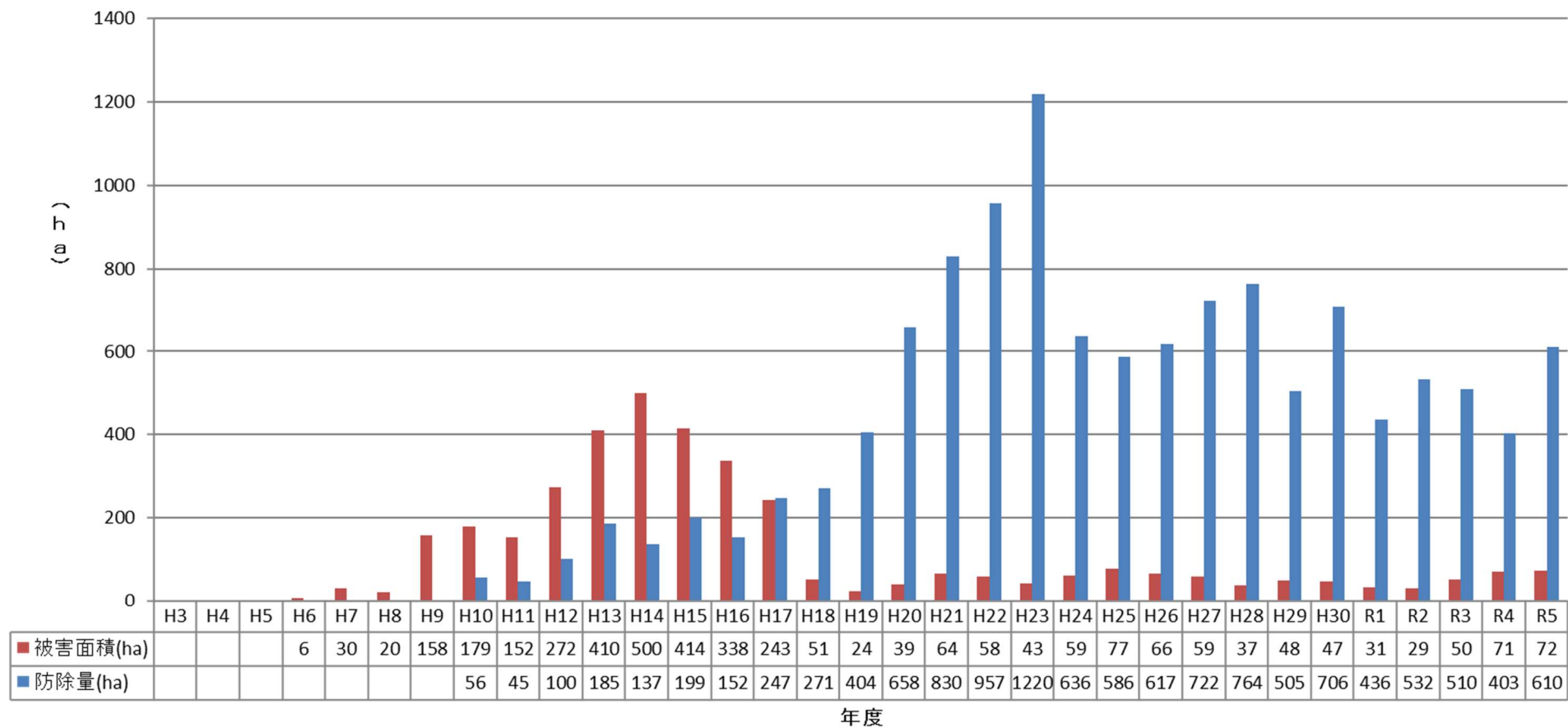


図 13 森林におけるシカによる林業被害面積および防除面積（ha）の推移（平成3年度～令和5年度）

※林業被害面積は、各年度に新たに発生した被害（剥皮、枝葉食害）の面積を示す。一度被害を受けた場合でも、再度被害を受けた場合は、新たな被害として集計している。防除量は、テープ巻き等（単木防除として、テープ巻き、ネット巻き、金網巻き等）および防護柵等（幼齢木防除として、防護柵、幼齢木保護材、忌避剤）による防除面積を示し、クマ対策として実施したものも含む。

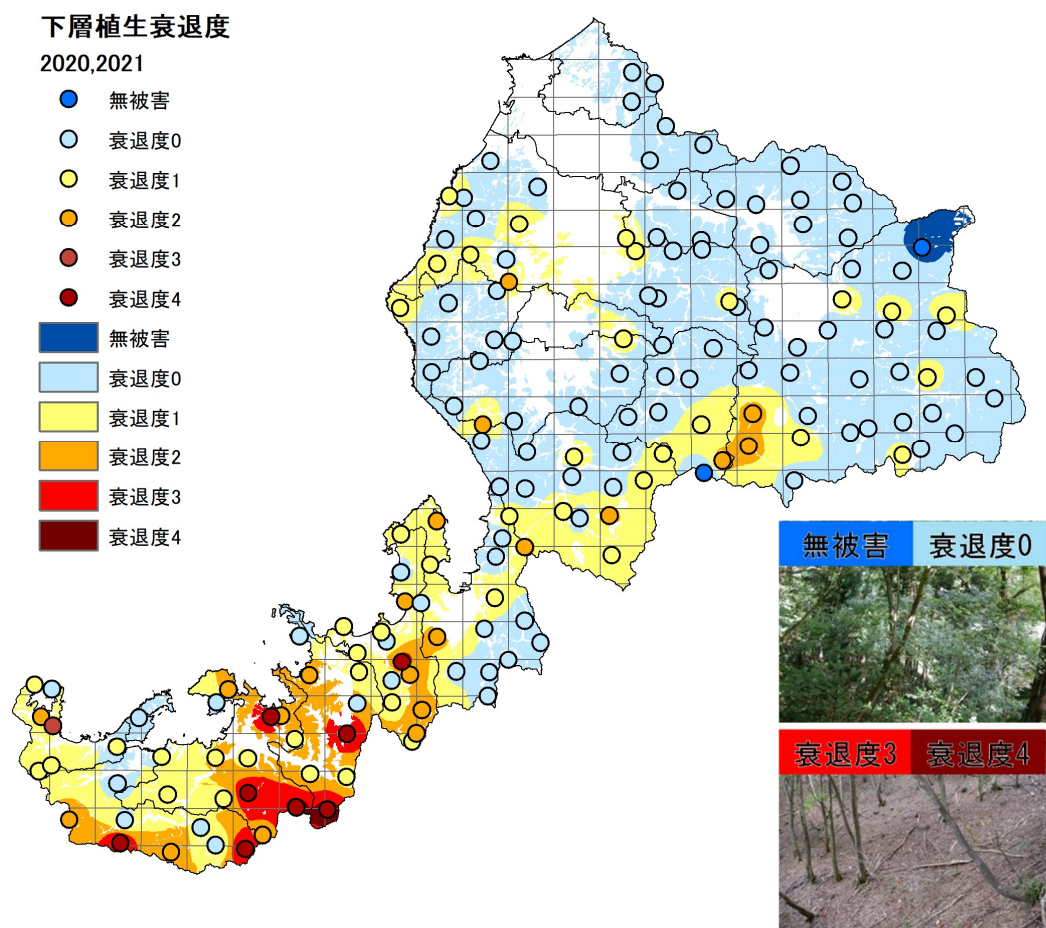


図 14 下層植生被害衰退状況推定図（令和 2・3 年度）

6 管理の目標

（1）年間捕獲目標

第 5 期計画では、令和 8 年度末までに生息密度を嶺北・嶺南ともに 13.0 頭/km² 以下に抑えることを目標とした捕獲を推進する。生息密度を減少させるため、令和 7 年度は嶺北地域で 9,600 頭以上（福井地区 2,000 頭、坂井地区 200 頭、奥越地区 2,400 頭、丹南地区 5,000 頭）、嶺南地域で 6,000 頭以上（二州地区 2,600 頭、若狭地区 3,400 頭）を捕獲目標とする（表 3）。

表 3 令和 7 年度の管理ユニット別捕獲目標頭数

嶺 北 地 域				嶺 南 地 域		合計
福井	坂井	奥越	丹南	二州	若狭	
2,000 頭	200 頭	2,400 頭	5,000 頭	2,600 頭	3,400 頭	15,600 頭

（2）被害減少の目標

特にシカによる農作物被害について、令和 2 年の農作物被害面積（嶺北：46.7ha、嶺南：4.6ha）を令和 8 年に半減することを目標（嶺北：23.4ha、嶺南：2.3ha）として、捕獲と被害対策に取り組む（図 15～16）。

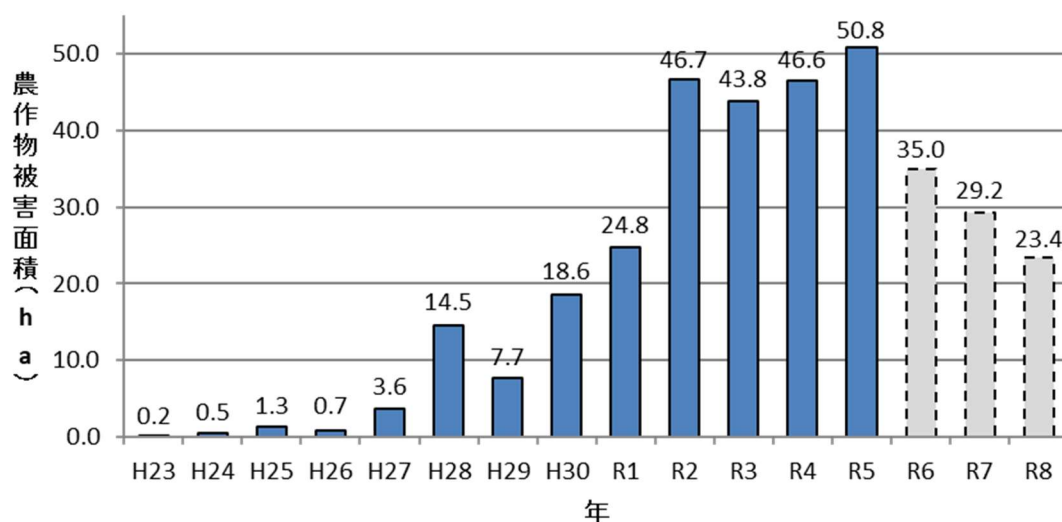


図 15 シカによる嶺北地域の農作物被害面積の現時点目標値（令和 6 年～令和 8 年）

（※平成 23 年～令和 5 年は実績値、令和 6 年は集計中）

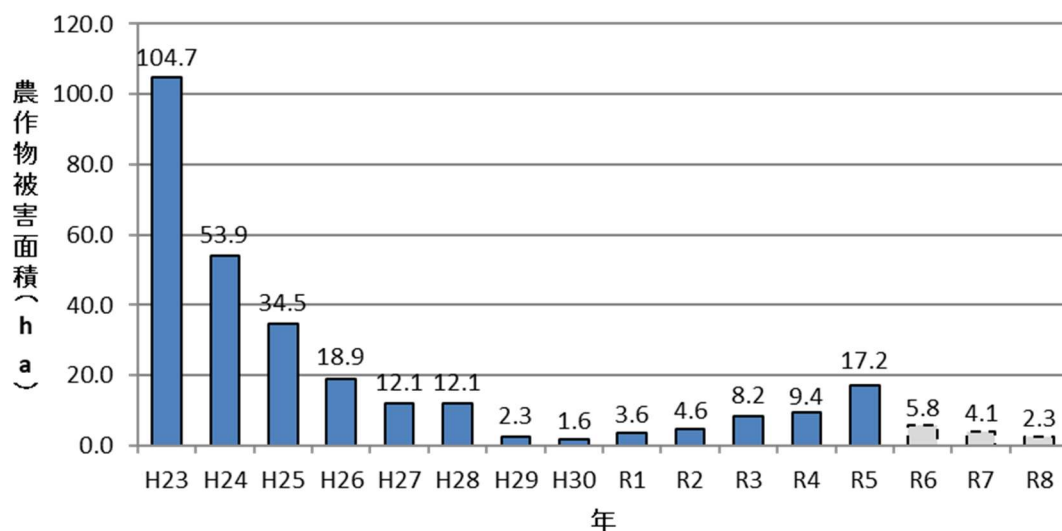


図 16 シカによる嶺南地域の農作物被害面積の現時点目標値（令和 6 年～令和 8 年）

（※平成 23 年～令和 5 年は実績値、令和 6 年は集計中）

7 捕獲および数の調整に関する事項

(1) 狩猟

・規制緩和（狩猟期の延長）

猟期開始日を11月15日から2週間前倒して11月1日に、末日を2月15日から1か月半延長し3月31日とし、11月1日から3月31日とする。ただし、延長期間についてはわな猟のみとする。

(2) 有害捕獲

・捕獲活動への支援

市町が実施する有害捕獲に対する財政的支援を継続して行う。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業

近年、シカの生息密度が増加している丹生山地の越前海岸沿岸部では、伝統的に栽培されてきたスイセンへのシカによる食害が激化し、営農意欲の低下や文化的景観の消失が懸念されている。そこで、これまで捕獲圧が低かった農地背後の山間部において、シカの個体数調整を行うことを目的に、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(4) 広域捕獲事業

市町の要請に基づき、有害捕獲の手が入らずシカの生息密度が高い市町境の山域においてシカの個体数調整を行うことを目的に、県が実施主体となった広域捕獲事業を実施する。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 防護柵の整備

市町および市町協議会が実施する柵の設置に対する支援を継続して行う。

(2) 防護柵の維持管理

防除効果の持続には、設置者による維持管理が重要であるため、市町と連携した維持管理の指導を継続して行う。

(3) 集落ぐるみの防除体制の推進

鳥獣害対策の講演会や実地での研修会等を開催し、鳥獣害対策に必要な知識や技術を持った鳥獣害対策集落リーダーを育成する。また、住民自らが積極的に参加する対策として、集落環境の整備や無意識の餌付け行為をしない意識付けのための注意喚起、技術普及、可能な範囲での追い払い等、集落ぐるみの対策を推進する。

9 生息地管理に関する事項

農地や集落周辺等では、シカの餌場や生息場所とならないよう、水稻の二番穂等の農作物残渣の撤去や、放棄農耕地の除草を行う他、間伐の推進による下層植生の回復や緩

衝帯整備、林業被害防止のための樹皮剥ぎ防止対策（ネット巻き・テープ巻き等）を実施する。

10 その他管理のために必要な事項

（１）近隣府県との連携

出没情報、捕獲情報等について、近隣府県（石川県、京都府、滋賀県、岐阜県等）との打合せ・協議等により、周辺の動向を把握する。

【計画と実績】

	計画	実績	備考
令和５年度	３回	１回	石川県
令和６年度	３回	２回	石川県、岐阜県、富山県
令和７年度	３回	—	

（２）モニタリング調査

①被害調査

ア 農業被害調査

市町が実施する実損被害面積等の聞き取り調査および農業共済による調査により、被害状況を把握する。

イ 林業被害調査

実損被害面積等の聞き取り調査により、被害状況を把握する。

ウ 下層植生衰退度調査

令和７～８年度にかけ、県内の山林８６地点において下層植生への食害による被害状況を把握する。

②生息状況調査

ア 出猟カレンダー調査

狩猟者から回収したデータにより目撃効率等を把握する。

イ 糞塊密度調査

指標となる場所について、糞塊密度を調査することにより年次変化を把握し、生息密度指標の推移を把握する。

ウ 生息数推定

糞塊密度等のデータにより個体数推定を実施する。

（３）担い手対策

①狩猟者等を増やす取組の実施

イベント等各種機会を捉えて狩猟の魅力や鳥獣害の現状等を広く県民に周知するとともに、狩猟団体と連携して、狩猟免許取得の積極的なＰＲや狩猟免許取得のための事前講習会、狩猟免許取得後の技術向上に向けた講習会等を実施し新たな捕獲の担い手の増加に繋げる。

②被害防止捕獲の新たな担い手（新規の有害捕獲隊員）の養成

有害捕獲の体制を安定的に維持し、安全で効果的な捕獲を実施するため、狩猟団体と協力して、新規狩猟免許取得者等に対しシカの捕獲に関する実地研修会等を開催し、捕獲隊員の早期育成を行う。

【計画と実績】

○シカ捕獲研修会

	計画	実績	備考
令和5年度	3回	3回	座学1回、誘引わな猟2回
令和6年度	3回	4回	座学2回、誘引わな猟2回
令和7年度	2回	-	座学1回、誘引わな猟1回

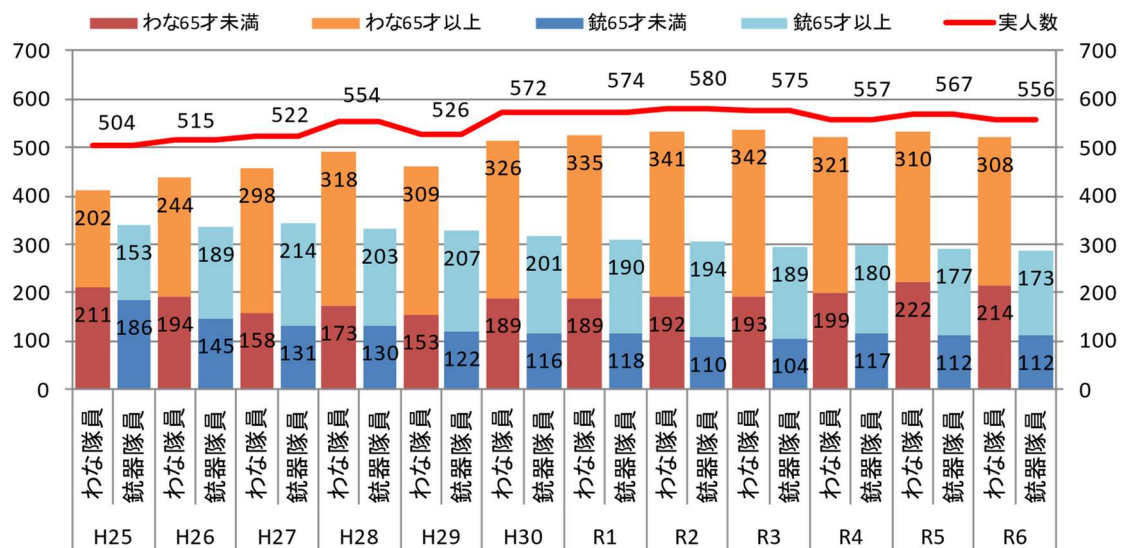


図17 有害鳥獣捕獲隊員数の推移（平成25～令和6年度）

（4）捕獲個体の利活用

捕獲された個体を有効に活用し地域資源とするため、シカやイノシシなどの野生獣肉（以下、「ジビエ」という。）試食イベント開催等を通じて、県民がジビエを食する機会を提供し、県民のジビエに対する食文化の醸成を図る。

（参考）県内には野生鳥獣を食肉に処理する施設として食品衛生法に基づく許可（食肉処理業）を受けた施設が14箇所ある。（令和6年9月時点）

【計画と実績】

○ジビエ料理の試食会・料理講習会等の開催

	計画	実績	備考
令和5年度	6回	8回	
令和6年度	6回	12回	
令和7年度	6回	-	各地区1回以上開催